

老人福祉施設等分類

(別紙)

平成16年2月

	施設区分	通所機能	入所機能	備考
	老人福祉法			
	(第5条の2第3項)			
1	老人デイサービス事業を行う施設			3, 5, 6, 8等
	(第5条の2第4項)			
2	老人短期入所事業を行う施設			4, 5, 6等
	(第5条の3)老人福祉施設			
3	老人デイサービスセンター			
4	老人短期入所施設			短期入所は通所とみなす
5	養護老人ホーム			1
6	特別養護老人ホーム			1
7	軽費老人ホーム(ケアハウス)			
8	老人福祉センター			
9	老人介護支援センター			家族などが相談に訪れる
	(第29条)老人福祉施設でないもの			
10	有料老人ホーム			
	介護保険法			
	(第7条の15)痴呆対応型共同生活介護			
11	痴呆グループホーム		-	H14.7.2付福障第1288号
	(第7条第21項)介護老人福祉施設			
12	特別養護老人ホーム	-	-	(再掲)
	(第7条第22項)介護老人保健施設			
13	介護老人保健施設		-	広義には「病院又は診療所」
	(第7条第23項)介護療養型医療施設			
14	病院、診療所(療養病床等を有するもの)		-	
	その他			
15	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)			
16	高齢者向け優良賃貸住宅			共同住宅
17	シルバーハウジング			公営住宅等
18	コレクティブハウジング			公営住宅等
19	グループリビング			

1 通所機能を有する場合には、不特定かつ多数の利用があるものとみなし、生活関連施設と考える。この場合、整備基準を適用するのは、通所の利用に供する部分に限定する。入所機能のみ有するものについては、不特定かつ多数の利用はないとみなす。